

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	北区
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kita.tokyo.jp/mynumber/tech/link.html

執行機関名 北区教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学のために必要な費用についての援助に関する事務であって東京都北区教育委員会規則で定めるもの(保護世帯・準要保護世帯)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第十三の項 就学のために必要な費用についての援助に関する事務であって東京都北区教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	東京都北区就学援助実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減</u> を図り、 <u>もって教育の機会均等に寄与</u> することを目的とする。	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に掲げる就学援助の趣旨に沿って、 <u>就学困難な児童及び生徒</u> に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40条)に従い、 <u>就学困難な児童生徒の保護者</u> に対し、 <u>学用品等の必要な主学援助費</u> を支給し、 <u>もって義務教育の円滑な運営</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東京都北区特別支援教育就学奨励実施要綱(平成元年12月25日教育長決裁) 北区就学奨励費事務処理要領